●書紀持統紀の吉野行幸記事の真実

川瀬健一

はじめに:

「主語有無の論証」を使って、書紀天武紀下・持統紀の宮関係記事を精査したものを発表して以後、大下さんと上城さんから、このように読むことは無理ではないかとのご批判を頂いた。

そのうちの上城さんからのご批判は、古田さんがすでに、書紀持統紀 31 回の伊勢行幸記 事は、34 年前の九州王朝天皇が佐賀なる吉野に行幸した記事の盗用としているのだから、 私の読みは成り立たないとのものであった。

私は、古田さんの論は、「主語有無」の問題に気づかないままの論説なので、34年遡り説 そのものが成り立たない可能性があると考え、古田さんの論そのものを精査してみた。

古田さんが書紀持統紀の吉野行幸記事は、34年前の九州王朝天皇の佐賀なる吉野行幸記事の盗用だと判断した論拠は、その31回の行幸の中に、干支があわず、持統8年の年次ではその記事そのものが成り立たないという「事実」を見つけたからだ。

古田さんの論説を幾ら読んでも、これ以外の明白な史料根拠はなかった。 そこでこの判断そのものが成り立つのかどうか精査してみた。 結論は、まったく成り立たない。古田さんの事実誤認である

1) 古田さんの書紀記事34年遡り説の再検証:

古田さんの論拠は、持統の吉野行幸記事の中の「持統八年(694年)甲午・四月丁亥」の日が、この当時の暦では存在しないということであった。そこでこの九州の有明海沿岸に「吉野」なる地があり、ここが九州王朝の軍事拠点であったとの判断に基づいて、これほど多く、一年のすべての時期を通して繰り返し吉野に行幸したことは、大和の吉野が桜の名所であるという事実を基礎にすればきわめて不審である。しかしこの吉野行幸記事が、白村江の戦い以前に、唐との戦を控えた九州王朝の天皇が、その軍事拠点である佐賀なる吉野に戦の準備のために繰り返し行幸した記事だと理解すると、腑に落ちる。そこで暦を遡って四月に丁亥の日がある年を確認すると、それは660年斉明六年四月丁亥:17日であった。

古田さんはこれだけを論拠として、書紀記事34年遡り説を出したのだ。

だが本当にこれでよいのか。

まず「持統八年(694年)甲午・四月丁亥」の吉野行幸の記事(これは吉野から宮に帰った記事であるが)の精査をしてみた。

たしかにこの年の暦だと丁亥の日は 1月3日・3月3日・5月5日・7月5日・9月6日・11月7日だけで、四月にはない。

しかしこの記事の前後を確認し、暦で合わせてみると、同じ四月に「丁亥」によく似た「丁卯」の干支の日があった。

前後の記事は以下のとおりである。

4 月甲寅朔(1 日)戊午、以淨大肆贈筑紫大宰率河內王、幷賜賻物。庚申(7日)、幸吉 野宮。丙寅(13日)、遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神。丁亥、天皇至自吉野宮。庚午(17日)、贈律師道光賻物。

この四月十三日と十七日の間の日の干支を確認すると次のようになる。

14 日: 丁卯

15 日: 戊辰

16 日: 己巳

吉野行幸が7日。そして吉野から使者を遣わして「廣瀬大忌神與龍田風神」を祈念させたのが13日。その翌日14日の干支が「丁卯」なのだ。

これによってこの書紀の本来の記述が「丁卯、天皇至自吉野宮」であったものが、書写される過程で「丁亥、天皇至自吉野宮」となった可能性があることがわかった。

この書写過程での誤写の可能性も古田さんは点検している。すなわち、書紀のこの部分 には写本によって異同があるのだ。

古田さんによると、現在の書紀公刊本がここを「丁亥」としたのは、鎌倉時代の 1192~1233 年に成立した「北野本」や、江戸初期の 1596 年~1615 年頃に成立した、「内閣文庫本」に依っている。しかしこれとは異なる写本もある。それが、天文九年 1540 年成立の「ト部兼右本」だ。ここでは「丁未」となっていると(古田著『壬申大乱』東洋書林刊、p60)。

しかしこの「丁未」でも持統八年四月にはこの干支がないことを確認して、古田さんは、 書紀持統紀吉野行幸記事は、34年前の九州王朝天皇の事績を盗用したものと断定していた。

しかしここで挙げられた写本の年代を見て分かるように、どれもまた書紀成立からは数百年の年月がたった後代のものである。これ以前にすでに書写の段階で、「丁卯」とあった箇所が「丁亥」や「丁未」へと誤写された可能性も残るので、誤写ではないとした古田さんの判断そのものが早計に過ぎよう。

では、誤写なのかそれとも時期をずらした盗用なのか。これをどう判断したらよいのだろうか。

私は試みに、持統紀の吉野行幸日の干支をすべて点検して、それを 34 年遡らせたものも 干支を点検してみることとした。 その検討結果は以下のようになる。○付きの番号は出現順。行幸記事と帰りの記事とを セットにした。ただし、吉野に行幸した記事だけで、宮への帰りの記事のないものもある。 また▼印が付いた記事は、書紀の元の記事で干支があわない日。★印が付いた記事は、

34年遡らせて暦でその月にその干支の日がない日である。

※持統紀吉野行幸記事の干支の総点検

- ①三年(689)春正月辛未(18日)、天皇幸吉野宮。甲戌(21日)、天皇至自吉野宮。
- ⇒655 年斉明元年 ★正月辛未(なし)★甲戌(なし)
- ②三年八月甲申(4日)、天皇幸吉野宮。
- ⇒655 年斉明元年 ★八月甲申はない。
- ③四年(690)二月甲子(17日)、天皇幸吉野宮。
- ⇒656年斉明二年二月甲子(30日)
- ④四年五月丙子朔(1日)戊寅、天皇幸吉野宮。
- ⇒656 年斉明二年五月丙子朔:★丙子は13日であり、朔=1日にあわない。
- ⑤四年八月乙巳朔(1日)戊申、天皇幸吉野宮。九月丁亥(13日)、天皇幸紀伊。
- ⇒656 年斉明二年八月乙巳朔:★乙巳は3日であり、朔=1日にあわない。九月丁亥(26日)
- ⑥四年冬十月甲辰朔(1日)戊申、天皇幸吉野宮。
- ⇒656年斉明二年冬十月甲辰朔:★甲辰は13日であり、朔=1日にあわない。
- ⑦四年十二月甲寅(12日)、天皇幸吉野宮。丙辰(14日)、天皇至自吉野宮。
- ⇒656年斉明二年十二月甲寅(24日)、丙辰(26日)
- ⑧五年(691)春正月戊子(16日)、天皇幸吉野宮。乙未(23日)、天皇至自吉野宮。
- ⇒657年斉明三年年春正月戊子(29日)、★乙未はない。
- ⑨五年夏四月丙辰(16日)、天皇幸吉野宮。壬戌(22日)、天皇至自吉野。
- ⇒657年斉明三年★四月丙辰(なし)、壬戌(5日)
- ⑩五年秋七月庚午朔(1日)壬申、天皇幸吉野宮。辛巳(12日)、天皇至自吉野。
- ⇒657年斉明三年秋七月庚午朔:★庚午はない。1日は丁亥。★辛巳はない。
- ⑪五年冬十月庚戌(13日)、是日、天皇幸吉野宮。丁巳(20日)、天皇至自吉野。
- ⇒657年斉明三年★十月庚戌(ない)、★丁巳(2日)なので前後合わず。 ※次までの間に六年三月の伊勢行幸記事あり。
- ⑫六年(692)五月丙子(12日)、幸吉野宮。庚辰(16日)、車駕還宮。
- ⇒658年斉明四年★五月丙子はない。★庚辰もない。
- ⑬六年秋七月壬寅(9日)、幸吉野宮。甲辰(11日)、遣使者祀廣瀬與龍田。辛酉(28日)、 車駕還宮。
- ⇒658年斉明胃四年秋七月壬寅(22日)、甲辰(24日)、★辛酉はない。
- ⑭六年冬十月癸酉(12日)、幸吉野宮。庚辰(19日)、車駕還宮。

- ⇒658年斉明四年冬十月癸酉(24日)、★庚辰はない。
- ⑤七年(693)三月乙未(6日)、幸吉野宮。壬寅(13日)、天皇至自吉野宮。
- ⇒659年斉明五年三月乙未(18日)、壬寅(25日)
- ⑩七年五月己丑朔(1日)、幸吉野宮。乙未(7日)、天皇至自吉野宮。
- ⇒659年斉明五年五月己丑朔:★己丑は13日で、朔=1日にあわない。乙未(19日)。
- ⑰七年秋七月戊子朔(1日)甲午、幸吉野宮。癸卯(16日)、是日、天皇至自吉野。
- ⇒659 年斉明五年七月戊子朔:★戊子は13日で、朔=1日にあわない。癸卯(28日)。
- ⑱七年八月戊午朔 (1日)、幸藤原宮地。甲戌 (17日)、幸吉野宮。戊寅 (21日)、車駕還宮。
- ⇒659 年斉明五年八月戊午朔:★戊午は14日で、朔=1日にあわない。甲戌(30日)、★戊寅はない。
- ⑲七年十一月丙戌朔(1日)庚寅、幸吉野宮。乙未(10日)、車駕還宮。
- ⇒659年斉明五年十一月丙戌朔:★丙戌はない。乙未(17日)
- 20八年(694)春正月戊申(24日)、幸吉野宮。
- ⇒660年斉明六年春正月戊申(7日)
- 21: 八年夏四月庚申 (7日)、幸吉野宮。丙寅 (13日)、遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神。 ▼丁亥 (ない)、天皇至自吉野宮。
- ⇒660 年斉明六年★四月庚申はない。丁亥は17日
- 22: 八年九月乙酉(4日)、幸吉野宮。十二月庚戌朔(1日)乙卯、遷居藤原宮。
- ⇒660 年斉明六年★九月乙酉なし。★十二月庚戌朔:なし。朔は丁卯。
- 23:九年(695) 閏二月己卯朔(1日)丙戌、幸吉野宮。癸巳(15日)、車駕還宮。
- ⇒661年斉明七年★★★この年には閏二月はない。
- 24: 九年三月己未(12日)、幸吉野宮。壬戌(15日)、天皇至自吉野。
- ⇒661年斉明七年三月己未(24日)、壬戌(27日)
- 25: 九年六月甲午(18日)、幸吉野宮。壬寅(26日)、至自吉野。
- ⇒661 年斉明七年★六月甲午なし。★壬寅なし。
- 26: 九年八月丙子朔 (1日) 己亥、幸吉野。▼乙巳 (ない・9月1日が乙巳。次の記事が乙巳の記事)、至自吉野。
- ⇒661 年斉明七年八月丙子朔: 丙子は 13 日で、朔=1日にあわない。★乙巳なし。9月1日は癸巳
- 27:九年十二月甲戌朔(1日)戊寅、幸吉野宮。丙戌(13日)、至自吉野。
- ⇒661 年斉明七年十二月甲戌朔:★甲戌は13日で、朔=1日にあわない。丙戌(25日)
- 28:十年二月癸酉朔(1日)乙亥、幸吉野宮。乙酉(13日)、至自吉野。
- ⇒662 年斉明 8 年天智元年二月癸酉朔:★癸酉は 13 日。朔=1日にあわない。乙酉(25日)
- 29:十年四月己亥(28日)、幸吉野宮。五月乙巳(4日)、至自吉野。

⇒662 年斉明八年天智元年四月己亥(16日)、五月乙巳(17日)

30:十年六月辛未朔(1日)戊子、幸吉野宮。丙申(26日)、至自吉野。

⇒662 年斉明八年天智元年六月辛未朔:★辛未は13日。朔=1日にあわない。★丙申なし。

31:十一年春四月壬申(7日)、幸吉野宮。己卯(14日)、遣使者祀廣瀬與龍田。是日、至自吉野。

⇒663年天智元年★春四月壬申春四月壬申ない。★己卯なし。

4回は行きの行幸記事だけで帰りの記事がないので、往復を合わせると全部で 58回である。このうち、元の書紀記事で干支が合わないのは二回ある。

一つは今問題になっている、持統八年夏四月の帰りの記事である(21番)。そしてもう一つが、持統九年八月の帰りの記事(26番)。

この二つ目の持統九年八月の帰りの記事だが、この直後の記事が乙巳 (9月1日) なので (九月乙巳朔戊申、原放行獄徒繋。)、本来吉野行幸からの帰りの記事に「乙巳」と記すべきところに、誤写によって一つ後ろの記事に写してしまった可能性と、本来吉野行幸からの帰りの記事は、八月のどこかの日であったのに、この日の干支を次の記事の干支と同じと誤写した可能性もある。

ちなみに持統九年八月の各日の干支を確認してみる。

1 日: 丙子

2 目:丁丑

3 日:戊寅

4 日:己卯

5 日:庚辰

6 日:辛巳

7 日: 壬午

8 日:癸未

9 日:甲申

10 日: 乙酉

11 日: 丙戌

12 日:丁亥

13 日:戊子

14 目: 己丑

15日: 庚寅

16 日: 辛卯

17 日: 壬辰

18日:癸巳

19日:甲午

20 日: 乙未

21 日:丙申

22 日:丁酉

23 日:戊戌

24 日:己亥

25 日:庚子

26 日:辛丑

27 日: 壬寅

28 日:癸卯

29 日:甲辰

吉野に行幸したのが一日であるから、通常の滞在期間と干支が似ていることを考え合わせると、本来この吉野からの帰りの日の干支は、「乙未」であり、八月二十日のことだったのではなかろうか。

こうしてみると書紀持統紀の吉野行幸記事の二か所の干支が合わない日は、どちらも写本が造られていく過程での誤写の可能性があるのだ。

しかし 34 年遡らせると干支があわない日が 34 回も出てきてしまう。半分以上。 従って、書紀持統紀の吉野行幸記事を 34 年遡らせることはできない。

2)検証の結論とここから導き出されること:

古田さんの書紀持統紀の31回の吉野行幸記事は、白村江以前における九州王朝天皇の佐賀なる吉野行幸記事を34年後ろに動かして盗用した記事との推定はまったく成り立たない。持統八年694年甲午・四月丁亥の日はないのは、本来の記事は、「丁卯、天皇至自吉野宮」であったものを、書写していく過程で、「丁亥、天皇至自吉野宮」と書き誤った可能性が大きい。

たった一か所の記事の干支が660年なら一致するから34年記事を動かしたとの古田さんの断定は、持統の吉野行幸が九州王朝天皇の白村江以前における軍事拠点である佐賀なる吉野行幸記事の盗用ではないかとの思い込みが、この軽率な判断を招いたものと思われる。

したがってこの34年遡上させて「白村江以前⇒持統紀」へとの盗用説を前提にして、中 皇命が伊勢行幸をしたときに同行しないで都に残って歌を詠んだ柿本人麻呂の歌が「持統」 のころの歌として万葉集に盗用されたことを根拠にして、中皇命を白村江以前の人と断定 した上城さんの論もまた間違いである。

中皇命の年代比定は、「幸于伊勢國時留京柿本朝臣人麻呂作歌」と「題詞」が付けられた 人麻呂の 40 から 44 の歌の万葉集左注に引用された「日本紀」の朱鳥六年の出来事との記 事に従うべきである。

[左注]右日本紀日 朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰浄<廣>肆廣瀬王等為留守官 於是中納

言三輪朝臣高市麻呂脱其冠位 E 上於朝重諌曰 農作之前車駕未可以動 辛未天皇不従諌 遂幸伊勢 五月乙丑朔庚午御阿胡行宮。

すなわち中皇命とは持統と同時代の天皇であり、次に見るように、佐賀なる吉野にも、 そして大和なる吉野にも度々行幸した天皇であった。

また古田さんがこの注にある「日本紀」を、「日本書紀の最初の稿本」とした判断も否定される。

古田さんが中皇命の伊勢行幸に関わる歌の注に「日本紀」には朱鳥6年とある記事を否定して、この伊勢行幸は白村江以前と判断し、この「朱鳥日本紀」は「日本書紀の最初の稿本」と判断した理由は、すでに万葉集の3番の歌の題詞で中皇命が近畿天皇家の舒明の時期の人だと判断していたからだ。そしてこの判断を支えたのが、書紀持統紀の31回にも上る吉野行幸記事が、34年前の九州王朝天皇による佐賀なる吉野行幸記事の盗用だとのご自身の判断があった。

この書紀記事 34 年遡り説が否定されたということは、古田さんが、朱鳥年号を記した「日本紀」を「日本書紀の最初の稿本」とした判断もまた否定されることを意味している。

ではこの「日本紀」とは何か。万葉集の注の中に全部で9か所引用されている「日本紀」の記述を精査してみればわかるが、注に引用された「日本紀」記述は「日本書紀」に盗用されているが、記述内容も、前記の伊勢行幸記事以外はほとんどそのまま使われ、年次もほぼ同じところに入れられ、近畿天皇家の事績であるかのように偽造されている。

ということは「日本紀」とは、九州王朝の正史であったと断定する以外にない。

3) 書紀持統紀吉野行幸記事の真実:

では書紀持統紀の吉野行幸記事とはいったい何であったのだろうか。

①「日本紀」の九州天皇吉野行幸記事の盗用

まずこの書紀記事には、九州王朝の正史「日本紀」の記事を盗用したものも含まれている可能性があることは明白である。

その「日本紀」の吉野行幸記事とは、次のものである。

万葉集第一巻 36 歌から 39 歌の左注

[左注]右日本紀曰 三年己丑正月天皇幸吉野宮 八月幸吉野宮 四年庚寅二月幸吉野宮 五月幸吉野宮 五年辛卯正月幸吉野宮 四月幸吉野宮者 未詳知何月従駕作歌。

ここには六回の吉野行幸記事があったと記されている。そしてここで万葉集の注釈者が 「日本紀」を精査して吉野行幸記事を見つけ出したときに、六回しかなかったということ は、人麻呂が中皇命に随従して佐賀なる吉野に行ったのは、この六回の中のどれかでしか なかったということを意味している。

もし「日本紀」にそれ以上の回数の中皇命の吉野行幸記事があったとしたら、六回分しか引用しないこと自体が考えられない。

したがって「日本紀」と「日本書紀持統紀」の吉野行幸記事の対応関係は次のようになるだろう。

A) 「日本紀」年号朱鳥か B) 「日本書紀」持統紀

- a)三年己丑正月天皇幸吉野宮⇒①三年(己丑)(689)春正月辛未(18日)、天皇幸吉野宮。
- b)三年己丑八月幸吉野宮⇒ ②三年八月甲申(4日)、天皇幸吉野宮。
- c)四年庚寅二月幸吉野宮⇒ ③四年(庚寅)(690)二月甲子(17日)、天皇幸吉野宮。
- d)四年庚寅五月幸吉野宮⇒ ④四年五月丙子朔 (1日)戊寅、天皇幸吉野宮。
- e)五年辛卯正月幸吉野宮⇒ ⑧五年(辛卯)(691)春正月戊子(16日)、天皇幸吉野宮。
- f)五年辛卯四月幸吉野宮⇒ ⑨五年夏四月丙辰(16日)、天皇幸吉野宮。

持統紀の31回の吉野行幸の内、①②③④⑧回目の六回は「日本紀」朱鳥年間の吉野行幸記事と年次が一致している。これは盗用ではないか。ただし a)①はどちらも「天皇」と主語を明記してあるが、②③④⑧⑨は、「日本紀」では主語がないのに、書紀では天皇と主語が明記されている。

そして書紀持統紀の吉野行幸記事の⑤⑥⑦は「日本紀」にはない。

だが⑤の記事のあとにある「四年九月丁亥 (13 日)、天皇幸紀伊」と、万葉集巻 34 歌の 左注にある日本紀記事「日本紀日朱鳥四年庚寅秋九月天皇幸紀伊國也」は一致しているの で、この持統の紀伊行幸記事は、「日本紀」の九州王朝天皇の紀伊行幸記事の盗用である。 書紀持統紀の吉野行幸記事の中の①②③④⑧⑨の六回は、「日本紀」記載の九州王朝天皇 の朱鳥年間吉野(佐賀の)行幸記事の盗用。柿本人麻呂が同行して吉野の歌を詠んだのは、 万葉集の左注にあるようにこの六回のどこかである。

だが盗用箇所なのに「天皇」と主語明記の形にしているのはなぜか。a)の記事が主語明記なので、書紀に盗用するさいに、書紀編者がそれにあわせて「天皇」と主語を明記したとしか考えらえない。

したがって書紀持統紀の吉野行幸記事の中で、「日本紀」の朱鳥年間の九州王朝天皇の吉野行幸記事の盗用ではないものは、⑤⑥⑦と⑩以下の記事である。

②「日本紀」 盗用以外の吉野行幸記事の性格を考察する

それは、以下の記事だ。

- ⑤⑥⑦の行幸記事はみな主語「天皇」を明記なので、持統の吉野行幸記事と判断できる。
- ⑤四年八月乙巳朔戊申、天皇幸吉野宮。「九月丁亥、天皇幸紀伊」(※これは「日本紀」

からの盗用。九州王朝天皇の行動)。

- ⑥四年冬十月甲辰朔戊申、天皇幸吉野宮。
- ⑦四年十二月甲寅、天皇幸吉野宮。丙辰、天皇至自吉野宮。
- ⑩以下は二種類ある。まずは<主語明記の記事>である。 主語天皇明記なのだから、これは持統の吉野行幸記事と判断できる。
- ⑩五年秋七月庚午朔壬申、天皇幸吉野宮。辛巳、天皇至自吉野。
- ⑪五年冬十月庚戌、是日、天皇幸吉野宮。丁巳、天皇至自吉野。
- (15)七年三月乙未、幸吉野宮。壬寅、天皇至自吉野宮。
- 16七年五月己丑朔、幸吉野宮。 乙未、天皇至自吉野宮。
- ⑩七年秋七月戊子朔甲午、幸吉野宮。己亥、遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神。辛丑、遣 大夫謁者詣諸社祈雨。癸卯、遣大夫謁者詣諸社請雨。是日、天皇至自吉野。
- 21:八年夏四月庚申、幸吉野宮。丙寅、遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神。丁亥、天皇至 自吉野宮。
- 24: 九年三月己未、幸吉野宮。壬戌、天皇至自吉野。

九年三月以後は持統の吉野行幸はない。持統の確実な吉野(大和の)行幸記事は 10 回である。

この持統の吉野行幸記事に挟まるようにして、以後、<主語なし行幸記事>が続く。

この一連の「主語なし」の吉野行幸記事出現のすぐ前に六年三月(から五月)の伊勢行幸記事がある。

この伊勢行幸記事は、古田さんが論証したように、万葉集の歌の注記にある「日本紀」 記事との比較から、元は九州王朝の天皇の伊勢行幸記事であることは確実である。しかし 「日本紀」記事の引用部分にも、そしてこれを「日本書紀」に盗用して持統の行動である かのように偽造したあとでも、天皇が九州に戻った形跡はない。

これは書紀記事で九州にいた天皇の船による伊勢行幸記事を、大和にいる持統が陸路で伊勢に行幸したかのように偽装したのだから、当然書紀では天皇は、車駕で宮に戻ったように記されているので、九州に戻ったとは書かないのは確実である。

ちなみに天武・持統がいた宮の名は書紀には明らかにされていない。従来は大和の宮で 飛鳥浄御原宮と言われてきたが、正しくは天武が造った前期難波宮だと思われる。

天武紀と持統紀は共に、彼らがいた宮の名を記していない。天武が壬申の乱に勝って入った宮は飛鳥の岡本宮である。即位したという飛鳥浄御原宮は、岡本宮の南に新たに作った宮殿をそれと偽装したものか。しかし天武は10年3月にはすでに新宮に移っているのでこれが前期難波宮と考えられる。また天武は13年3月に京師を巡行し宮室の地を定めているので、これが藤原京だと考えられるが、この宮の完成の記録は天武紀にはない。そして

天武死去の宮の名も明記されず、その後持統がいた宮の名もない。こう考えると彼らが確 実にいた宮として考えられるのは、飛鳥岡本宮と前期難波宮である。

伊勢に行幸した九州王朝の天皇は、伊勢から陸路でこのどちらかの宮に遷ったと思われる。

しかしこの伊勢行幸記事のあとに、「日本紀」の九州王朝天皇の佐賀なる伊勢行幸記事の 盗用ではないのに、主語が省略された吉野行幸記事が頻発する。

これが以下に示した15回の吉野行幸記事である。

- ⑫六年五月丙子、幸吉野宮。庚辰、車駕還宮。
- (3)六年秋七月壬寅、幸吉野宮。甲辰、遣使者祀廣瀬與龍田。辛酉、車駕還宮。
- ⑭六年冬十月癸酉、幸吉野宮。庚辰、車駕還宮。
- ⑱七年八月戊午朔、幸藤原宮地。甲戌、幸吉野宮。戊寅、車駕還宮。
- 19七年十一月丙戌朔庚寅、幸吉野宮。乙未、車駕還宮。
- 20八年春正月戊申、幸吉野宮。
- 22: 八年九月乙酉、幸吉野宮。

ここまでが藤原宮に遷宮する以前の行幸記事だ。

そして八年十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。

23: 九年閏二月己卯朔丙戌、幸吉野宮。癸巳、車駕還宮。

25: 九年六月甲午、幸吉野宮。壬寅、至自吉野。秋七月丙午朔戊辰、遣使者祀廣瀬大忌 神與龍田風神。

26: 九年八月丙子朔己亥、幸吉野。乙巳、至自吉野。

27: 九年十二月甲戌朔戊寅、幸吉野宮。丙戌、至自吉野。

28:十年二月癸酉朔乙亥、幸吉野宮。乙酉、至自吉野。

29:十年四月己亥、幸吉野宮。五月乙巳、至自吉野。

30:十年六月辛未朔戊子、幸吉野宮。丙申、至自吉野。

31:十一年春四月壬申、幸吉野宮。己卯、遣使者祀廣瀬與龍田。是日、至自吉野。

これをどう考えたら良いのか。

九州王朝天皇の伊勢行幸は、古田さんが考えたような、唐との戦いに備えてまず有力な同盟軍である吉備を訪ねて、その先にある祖霊の社に参って戦勝祈願をしたというものではなく、すでに列島を統合する力を失った九州王朝を自己の傀儡政権とするために、近畿天皇家の王・持統が、自身の宮に遷宮することを強制し、九州王朝天皇がこの「命令」に屈して従い、その前に祖霊の社に詣でたという性格のものであったと私は判断する。そしてこれに続く15回の吉野行幸のほぼ中間に、天皇の藤原宮遷宮があるので、九州王朝天皇の伊勢行幸は、この九州王朝天皇のために作られた都である藤原京に都を遷すための行幸であったと判断することができる。

つまり 15 回の吉野行幸記事は、九州王朝天皇が天武と持統の宮へ遷宮して以後の九州王

朝天皇の吉野(大和の)行幸 15 回で、その内最後の 8 回は藤原宮遷都以後となる。

③書紀持統紀の吉野行幸記事の真実

結論として、書紀持統紀の31回の吉野行幸のうちわけは以下のようである。

- 1: 九州王朝天皇が佐賀なる吉野に行幸した記事の盗用が6回。
- 2:近畿の王持統が大和なる吉野に行幸した記事は10回。
- 3:九州王朝天皇が、九州⇒大和周辺へ遷宮したあと大和なる吉野に行幸した記事が 15回。

そしてこの31回の吉野行幸の年次は皆、倭国年号の朱鳥年間の出来事である。

ではなぜ九州王朝の天皇は朱鳥年間に何度も佐賀なる吉野に行幸したのか。

佐賀なる吉野は、柿本人麻呂が歌ったように、ここも大和の吉野と同様に、四季の移ろいの美しい風光明媚なところであった。

ちなみに「万葉集」に納められた人麻呂の吉野を詠った歌を挙げておこう。

第36歌。

やすみしし 我が大君の きこしめす 天の下に 国はしも さはにあれども 山川の 清き河内と 御心を 吉野の国の 花散らふ 秋津の野辺に 宮柱 太敷きませば ももしきの 大宮人は 舟並めて 朝川渡る 舟競ひ 夕川渡る この川の 絶ゆることなく この山の い や高知らす 水激る 瀧の宮処は 見れど飽かぬかも

第37歌。反歌

見れど飽かぬ吉野の川の常滑の絶ゆることなくまたかへり見む

第 38 歌。

やすみしし 我が大君 神ながら 神さびせすと 吉野川 たぎつ河内に 高殿を 高知りまして 登り立ち 国見をせせば たたなはる 青垣山 山神の 奉る御調と 春へは 花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり [一云 黄葉かざし] 行き沿ふ 川の神も 大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ瀬に 小網さし渡す 山川も 依りて仕ふる 神の御代かも

だからこそ列島支配権を失いつつあった九州王朝の天皇も、しばしばその先祖たちが行幸し華やかな絵巻を繰り広げたであろう場所を訪ねて、すでに過去となってしまった王朝の栄華を偲んでいたものと思われる。

ちなみに書紀記事で吉野行幸記事を全部検索してみると、その最初は、応神天皇十九年 冬十月戊戌朔の吉野行幸記事である。

応神天皇十九年冬十月戊戌朔、幸吉野宮。時國樔人來朝之、因以醴酒獻于天皇而歌之曰、 伽辭能輔珥 豫區周塢菟區利 豫區周珥 伽綿蘆淤朋瀰枳 宇摩羅珥 枳虚之茂知塢勢 磨呂俄智(橿の生に 横臼を造り 横臼に醸める大神酒 美味に聞こし以ち飲せ 予が尊) 歌之既訖、則打口以仰唉。今國樔、獻土毛之日、歌訖卽擊口仰唉者、蓋上古之遣則也。 夫國樔者、其爲人甚淳朴也、毎取山菓食、亦煮蝦蟆爲上味、名曰毛瀰。其土、自京東南之、 隔山而居于吉野河上、峯嶮谷深、道路狹巘。故雖不遠於京、本希朝來、然自此之後、屢參 赴以獻土毛。其土毛者、栗・菌及年魚之類焉。

主語有無と文意からこれは九州王朝の話か? 天皇が吉野宮に行幸したおりに、國樔人が来朝した。この國樔人は都の東南の山を隔てた吉野川川上の山中に住む人々なので今まで来朝していなかったと。

これが最初の吉野行幸記事で、あとは雄略紀に二度、斉明紀に二度あるが、どちらも天皇と主語を明記した構文になっているので、近畿の王のものと思われる。

九州王朝の天皇が吉野に行幸したと思われる記事は応神紀のみで、あとは完全に削除されているのが書紀の状況である。

そして九州王朝の天皇が大和に(実際には飛鳥岡本宮か前期難波宮と思われるが)遷ってみると、この大和にも風光明媚な「吉野」なる、九州の故地と同じ名の名所があった。 だから大和に遷った九州王朝天皇は、大和の吉野にしばしば行幸したのであろう。

では近畿の王・持統にとっての吉野とは何であったのか。

近畿天皇家の王・持統にとってもこの吉野は思い出深い地である。

この点については、壬申の乱の実際を考察しなければならない。

古田さんは天武の歌の分析から、天武が近江朝(大友皇子)に反乱をたくらむ際に向かった「吉野」は、大和の吉野ではなく、佐賀なる吉野であって、かの地に駐屯していた唐の軍隊の責任者に会いに行って、自己の行動への支持を取り付けにいったと解釈された(『壬申大乱』第四章天武天皇の秘密)。

たしかに壬申の乱は、九州王朝が唐と戦って敗北して列島支配権を失い、唐軍が北部九州に進駐する事態の中で起きた事件である。詳細な分析は別途明らかにするが、近江朝が開戦に先立って、吉備国守と筑紫大宰に「援軍」を要請して断られていることや、天武が戦の拠点を美濃に置いて「東国」の軍隊を主力として近江朝と戦ったことを考慮すれば、近江朝が拠点とした地域こそが、それまでの近畿天皇家の版図であり、天武が頼った「東国」とは九州王朝の列島の東での版図にあたり、近江朝が「援軍」を要請した吉備と筑紫が九州王朝の列島の西の版図、言い換えれば九州王朝の「畿内」に当たっていたことから、近江朝は近畿天皇家の勢力に依拠し、天武の側は、九州王朝の残存勢力に依拠して戦ったことは明らかである。さらに付言すれば、天武が乱の当初頼った勢力は自己の近臣以外には、大分君恵尺しかいなかった。

大分が豊の国であることを考えれば、この勢力こそは、九州王朝の列島西部の勢力を代表して壬申の乱に参加したと考えることも可能である。

つまり天武が依拠した勢力とは、自身の近臣以外は、近畿天皇家の版図を東西から挟む

ように存在していた、九州王朝の残存勢力であったと言えよう。

この意味で古田さんの壬申の乱の解釈は正しいと思われる。

しかし天武は自分の家族を九州の吉野に同道し、転戦する軍隊の中に家族を同道したの だろうか。書紀はそう書いているが。

これはないと思われる。女性たちを多く伴っていたのでは行程が遅くなり危険だ。

実際には持統など、天武の家族たちは、大和の吉野に避難していたのではなかろうか。 実際に書紀の記述では、ここは戦場とはなっていない。

そして天武と近臣の一部が密かにそこを脱出して、佐賀なる吉野に向かった。これを手引きし、九州まで伴ったのが大分君。

そして九州王朝の主力と唐の支持を得た天武は、海路で、大分君の海軍の援助を得て東 に移動し、伊勢の安濃の津に至り、さらに桑名に至ったのではないだろうか。

古田さんは三森堯司氏の論文「馬から見た壬申の乱―騎兵隊の体験から『壬申紀』への 疑問」(「東アジア古代文化」18 号 1979 年)の考察を借りて、天武の吉野から伊勢への移 動の日程と天武隊の高市皇子の大津脱出行、大分君恵尺の吉野―近江―鈴鹿関行路、村国 連男依の吉野―伊勢―桑名―美濃行路、大伴連吹負の飛鳥―不破関行路が当時の馬の速さ では理解できないことを挙げている『壬申大乱』第三章壬申の乱の虚像)。つまり壬申の乱 開戦前の天武方の準備行動のこの部分が書紀の偽造部分なのではないだろうか。そして天 武が終始家族を伴ったという部分も。

伊勢の桑名と言えば、その少し南には著名な津がある。つまり安濃の津である。天武は 九州から伊勢の安濃まで船で移動して、さらにそこから少し北に進出し、伊勢と尾張の境 に位置する桑名に止まり、美濃で「東国」の兵を校合していた高市皇子と連絡をとり、「東 国」の兵を高市が校合したことを確認した後に、桑名から美濃の不破に移動し、ここに壬 申の乱の戦乱の火ぶたが切られたのである。

しかし大和制圧を狙って大和に赴いた天武の近臣の大伴連吹負が苦戦するさまが書紀には描かれている。つまり近畿天皇家内部においては、天武派は少数であったということだ。 この大和の戦線が天武側の勝利に至るには、天武が美濃の不破から送った援軍と大伴連吹 負討伐に向かった近江朝側の将軍の裏切りによってであると書紀は記述している。

そして天武は戦に勝利したあと、陸路で大和の飛鳥に向かい、吉野に隠しておいた家族 を迎え入れた。

このように壬申の乱の実際を考えれば、持統にとっては、吉野はとても思い出深い地である。持統にとっての吉野とは、夫の戦の勝利を願って待ち続けた隠忍の時期の想い出の地であったのだ。

この意味で持統が、九州王朝天皇を藤原京に入れるまでの時期にはしばしば吉野行幸を 行っていたが、九州王朝天皇を藤原京に迎え入れてこれを傀儡と化したあとは、退位まで の時期には吉野に行っていないことは理解できる。持統はなんども吉野に行幸する中で、 夫の初志を再確認していたのだろう。 しかし、九州王朝天皇を藤原京に迎え入れたことで、夫の天武が果たそうとしていた、 列島の再統合がなった。すでに夫の初志を再確認する時期はすぎ、後は列島の再統合と、 自身の孫・後の文武に、九州王朝天皇から天皇位の禅譲を諮るだけである。

この持統の傀儡となった九州王朝天皇、最後の九州王朝の天皇こそ、中皇命である。 (2017年9月6日)